

機器・装置利用申込書兼注文書

一般財団法人 近畿高エネルギー加工技術研究所 殿

【申 込 者】

年 月 日

企 業 名		会社規模	300人超 ・ 299～10人 ・ 9人以下
氏 名	印	所 属	
会社住所	〒		
電話番号		F A X 番号	
メールaddress	*R1年度よりPDF請求書をメールで送付させていただきます。		

次のとおり申込みます（裏面の施設・設備利用約款をお読み下さい）

機器・装置	利 用 機 器 ・ 装 置		利 用 日 時	
			年 月 日	
利用時間			年 月 日	
			年 月 日	
利用指導希望	有 ・ 無	希望内容		

----- 以下は記入しないで下さい -----

【ものづくり支援センター記入覧】

機 器 ・ 装 置 利 用 注 文 請 書

受付・担当者	受付者		担当者		
受 付 番 号	E -				
料 金 (税抜き)	利用機器・装置		単価	項数	金 額
					円
					円
		課税対象外			円
調 整				円	
消費税(10%)				円	
合 計				円	
支払い方法	<input type="checkbox"/> 現 金 <input type="checkbox"/> 後 納 (請求月の翌月末払い)				

備 考	弊所では帳票のPDF化及び現金決済の削減をすすめております。ご利用のお客様には、御不便をお掛けすると存じますが、何卒、ご理解を賜り、ご協力のほどお願い申し上げます。	決 裁				
		年 月 日				
		<input type="checkbox"/> 依頼試験		<input checked="" type="checkbox"/> 装置利用		受付・承認します。
		研究開発部	技術支援部	担当責任者	受付者	
研究部との連携を必要とする場合は合議すること						

施設・設備利用約款

(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所

- 1 この約款は、(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所（以下「研究所」という。）の施設・機器・装置の利用について定める。
- 2 利用者は利用申込書兼注文書に必要事項を記入のうえ研究所に申し出て承認を得るものとする。
- 3 施設・機器・装置の利用にあたっては、利用しようとする機器・装置の操作が可能な者を対象とする。
- 4 施設・機器・装置の利用時間は9時から17時までとし、料金については別に定める。
- 5 研究所は所官庁の指示、天災地変、その他のやむを得ない理由により、利用者に利用計画の変更または、中止を要請する場合がある。この場合は利用料の減免をする。
- 6 次の行為を行う者、あるいは行った者に対して、利用を拒否する場合がある。
 - (1) 研究所の目的に著しく反する行為。
 - (2) 犯罪等、反社会的行為。
 - (3) その他、研究所が運営上不適当と認める行為。
- 7 利用者の責務について
 - (1) 利用者は研究所の利用に当たっては、職員の指示に従うほか、関係法令を守り、研究所所定の安全衛生対策、事故防止対策等を遵守するものとする。
 - (2) 利用者は施設・機器・装置の利用期間中、当該設備及び関連施設等の適切な管理に務めるものとする。
 - (3) 利用者は、利用者の故意・重大過失等により職員または、第三者に与えた傷害、研究所の施設・設備や第三者の機器の損傷等の損害に対して、弁償の責任を負うものとする。
 - (4) 利用者は、利用期間中に知り得た研究所の他の利用者の研究内容、成果等について秘密を守るものとする。
- 8 研究所施設・設備の簡易な改造、及び機器の持ち込みについて
利用者が研究所の施設・機器・装置の簡易な改造を希望するときは、利用者は研究所の承認を受け、利用者の負担により行うものとし、終了後は利用者の負担で原状に復するものとする。
また、機器の持ち込みについては、あらかじめ研究所の承認を得るものとする。
- 9 研究所は、研究所の責によらない事由により、利用者が施設・機器・装置の利用中に受けた傷害、または利用者の持ち込み機器の損傷等について、一切の責任を負わないものとする。
- 10 研究所職員には守秘義務を課しており、職務上知り得た利用者の研究内容、成果等について秘密を守るものとする。
- 11 上記以外の協議事項が生じた場合は、別途協議するものとする。